

令和6年上尾市教育委員会第1回臨時会 会議録

- 1 日 時** 令和6年2月7日（水曜日）
開会 午前9時00分
閉会 午前10時05分
- 2 場 所** 上尾市役所 7階教育委員室
- 3 出席委員** 教育長 西倉剛
教育長職務代理人 大塚崇行
委員 内田みどり
委員 小池智司
委員 谷島大
委員 矢野誠二
- 4 出席職員** 教育総務部長 小田川史明
教育総務部次長 谷川義哉
学校教育部長 瀧澤誠
学校教育部次長 黒田正司
学校教育部副参事 兼 学務課長 田中栄次郎
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 武田直美
教育総務部 教育総務課長 池田直隆
教育総務部 生涯学習課長 角田広高
教育総務部 図書館長 山内正博
教育総務部 スポーツ振興課長 永澤誠
学校教育部 学校保健課長 佐藤光敏
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 小林正和
書記 教育総務課主幹 杉木直也
教育総務課主査 田中輝夫
教育総務課主任 加藤佑基
教育総務課主事 杉原夏奈
- 5 傍聴人** 6人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 議案の審議

議案第4号 令和5年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

議案第5号 令和6年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について

議案第6号 上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例の制定に係る意見の申出について

議案第7号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定に係る意見の申出について

議案第8号 上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第9号 財産の取得に係る意見の申出について

議案第10号 財産の取得に係る意見の申出について

日程第4 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) ただ今から、令和6年上尾市教育委員会第1回臨時会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はございますか。

(池田直隆 教育総務課長) 6人の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(西倉剛 教育長) 傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴にあたっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき会議の進行にご協力をいただきますようお願い申し上げます。それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第2 会議録署名委員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名委員は、大塚委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(大塚崇行 教育長職務代理者) はい。

日程第3 議案の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第3 議案の審議」でございます。審議の前にお諮りいたします。本日予定しております議案は7件でございます。議案第4号から議案第10号までにつきましては、市議会に提出することとなる案件で、最終的な意思決定前の情報であるため、非公開の会議として審議を公開しないこととしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

(西倉剛 教育長) お諮りいたします。議案第9号及び議案第10号につきましては、ともに関連がございますので、一括して審議したいと存じます。これにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。それでは、「議案第4号 令和5年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第4号につきましては、谷川教育総務部次長より、ご説明申し上げます。

(谷川義哉 教育総務部次長) 議案書1ページをお願いいたします。「議案第4号 令和5年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」説明いたします。提案理由でございますが、令和5年度上尾市一般会計補正予算(第11号)の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。内容につきましては、1歳入補正、2歳出補正、3繰越明許費補正となります。

まず、1歳入補正についてですが、15款2項 国庫補助金につきましては、このあとご説明させていただき学校給食費等保護者負担軽減事業により、2月・3月分の給食費が無償になることに伴う特別支援教育就学奨励費事業の給食費補助分の減額に合わせて、国の負担分である2分の1の補助金を減額するものでございます。17款1項 財産運用収入につきましては、文化芸術振興基金の預金利子収入でございます。22款1項 市債につきましては、中央小学校及び大石小学校の屋上防水改修工事の請負額の確定に基づき、減額するものでございます。

次に、2歳出補正でございます。今回は主に、光熱水費の減額補正や入札などによる執行残の減額補正となります。

3ページをお願いいたします。はじめに、教育総務部の歳出補正の主なものについてご説明いたします。教育総務課は、学校施設更新計画推進事業及び民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業の委託料につきましては、入札による執行残の減額補正でございます。小学校管理運営事業及び中学校管理運営事業につきましては、主に光熱水費の執行残の減額補正でございます。

生涯学習課は、学校施設開放事業につきましては、今年度末までの事業実施見込みに伴う管理委託料の執行残の減額補正でございます。公民館管理運営事業につきましては、今年度末までの使用見込みに伴う光熱水費の執行残及び入札による保安管理・設備保守委託料の執行残の減額補正でございます。「上尾の摘田・畑用具」展示施設整備事業につきましては、入札による委託料の執行残の減額補正でございます。

4ページをお願いいたします。スポーツ振興課は、スポーツ大会・教室等開催事業につきましては、上尾シティハーフマラソンの事業費の確定に伴い、執行残となった補助金の減額補正でございます。

図書館は、図書館施設管理事業につきましては、図書館が施設管理を行う本館及び瓦葺分館の光熱水費の執行残の減額補正でございます。

続きまして、学校教育部の主なものについてご説明いたします。学務課は、小学校及び中学校特別支援教育就学奨励事業につきましては、学校給食費等保護者負担軽減事業により2月・3月分の給食費が無償になることに伴い、給食費補助分を減額補正するものでございます。

指導課は、指導方法改善事業及び中学生海外派遣研修事業の委託料につきましては、入札による執行残の減額補正でございます。

学校保健課は、学校健康診断及び健康管理事業につきましては、フッ化物洗口の実施に当たり予定していた消耗品の執行残でございます。学校給食費支援事業につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を学校給食費に活用し、市内小・中学校の児童生徒の保護者から、令和6年2・3月の2か月分の学校給食費を徴収しないこととなったため、学校給食費補助金と準要保護児童生徒給食費援助費から、それぞれの人数の2か月分を減額するものでございます。学校給食費等保護者負担軽減事業につきましては、先の市立小・中学校の児童・生徒の保護者に対する2か月分の学校給食

費の助成との均衡を図るため、市立小・中学校に在籍し食物アレルギー等により給食を停止している児童生徒及び市立以外の小・中学校等に在籍する児童生徒の保護者に対し、補助金を支給するためのものがございます。

議案書1ページにお戻りいただきまして、3 繰越明許費補正でございます。学校給食費等保護者負担軽減事業につきましては、令和6年3月市議会での議決後に、該当者へ申請書類等を通知し、処理を行うことから、事業費の全額を令和6年度へ繰り越すものでございます。なお、別冊の議案資料に、歳入歳出補正予算事項別明細書を掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第4号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(大塚崇行 教育長職務代理者) 今回の補正予算では、様々な施設で光熱水費が減額されていますが、今は光熱水費を含め様々な値段が上がっているのではないかと思います。この光熱水費の減額について伺います。

(池田直隆 教育総務課長) 令和5年度の予算額と最終的な決算見込額とを比べて余る部分を今回減額するものでございます。この事情につきましては、今年度の当初予算を算定する時期である令和4年9月頃に、東京電力エナジーパートナーという電力の小売業者と契約ができないような状況となり、東京電力パワーグリッドという電力を供給する会社の方から、最終保障供給というセーフティネットの形で直接電力供給されることとなることを見込まれ、これにより高額な金額での契約となることを見込まれました。それに基づいて令和5年度予算を計上したところ、令和4年度末頃に東京電力エナジーパートナーとの新たな通常の契約ができることになり、これにより契約の価格が下がりました。コロナ以前と比べれば電力価格は高くなっていますが、最終保障供給の契約の場合の価格と比較すると安い金額で契約ができましたので、その分の残額が発生しているところでございます。

(西倉剛 教育長) 他によろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(西倉剛 教育長) それではないので、これより採決いたします。「議案第4号 令和5年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第5号 令和6年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第5号につきましては、教育総務部関連につきましては、谷川教育総務部次長より、学校教育部関連につきましては、黒田学校教育部次長より説明申し上げます。

(谷川義哉 教育総務部次長) 議案書6ページをお願いいたします。「議案第5号 令和6年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」でございます。提案理由ですが、令和6年度上尾市一般会

計予算の教育に関する事務の部分の編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。議案書の6ページ、7ページが教育費全体の歳入・歳出予算の内容で、8ページ以降は各課の職員人件費を除く、事業ごとの歳出予算の明細となっております。なお、別冊の議案資料8ページから34ページまでに、当初予算案の歳入歳出事項別明細書を掲載しております。

議案書の6ページをお願いいたします。まず、教育費全体としての歳入予算でございます。主なものとして、14款1項 使用料は、増額でございます。これは、各施設の過去の利用実績に基づき増額を見込んだものでございます。15款2項 国庫補助金は、減額でございます。こちらは、主に学校保健特別対策事業費において、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行されたことを受け、購入する保健衛生用品を変更したことによるものでございます。16款2項 県補助金は、増額でございます。スクール・サポート・スタッフ配置事業費と部活動指導員活用事業補助金の増額が主なものでございます。

続きまして、2歳出予算でございます。人件費を含む教育費合計で一番下の合計欄70億135万5,000円となっており、前年比5億6,201万9,000円の増額となっております。

7ページをお願いいたします。3債務負担行為でございます。将来にわたる債務を負う契約を結ぶもので、期間と限度額を定めるものでございます。今回は、上平中学校校舎等更新設計業務及び太平中学校・平方東小学校校舎等更新設計業務について債務負担行為を設定するもので、期間と限度額は記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。歳出の主な事業について説明いたします。まず、教育総務課分です。事業番号4「学校環境美化推進事業」ですが、シルバー人材センターへの委託料は、県の最低賃金に基づき単価設定しておりますが、最低賃金の上昇を想定しての予算計上となっております。事業番号6「学校施設更新計画推進事業」ですが、学校施設の延命利用を検討するための躯体の健全性調査に係る経費や、上平中学校校舎等更新設計、太平中学校・平方東小学校校舎等更新設計に係る経費を計上しております。事業番号7「民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業」ですが、今年度4校で行った同事業について、令和6年度は8校に拡大して実施するため増額となっております。事業番号8「小学校管理運営事業」、事業番号13「中学校管理運営事業」につきましては、学校施設を維持管理するための費用でございます。令和6年度は、小・中学校の給食配膳室エアコン設置に係る経費を計上しております。事業番号9「小学校コンピュータ整備事業」、事業番号14「中学校コンピュータ整備事業」につきましては、令和5年度は中学校の教育用ICT端末を入れ替えましたが、令和6年度は小学校の教育用ICT端末を入れ替える費用を計上しております。

次に、生涯学習課分です。事業番号7「学校施設開放事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更になったことに伴い、令和5年度の途中から順次再開しておりますが、令和6年度は通年で開放する予定であることから、管理委託料が増額となっております。9ページをお願いいたします。事業番号16「公民館管理運営事業」は、公民館6館の維持管理や運営に係るものでございます。光熱水費の使用実績や、長期継続契約である清掃及び有人警備等の委託料が確定したこと等により減額となっております。事業番号19「人権教育集会所管理事業」は、3年ごとに行う建築物・建築設備定期点検の委託料や、管理委託料の単価の上昇等により増額となっております。事業番号25「歴史資料調査事業」は、令和5年度に行った文化財の修復を令和6年度は実施しないため、減額となっております。

次に、図書館分です。事業番号1「図書館運営事業」につきましては、図書館運營業務委託契約を新たに締結する必要があることから、その経費を計上したことなどにより増額となっております。事業番号8「セカンドブック事業」につきましては、隔年で製作している読書パスポートの印刷製本に

要する費用を計上したことにより増額となっています。

10ページをお願いいたします。スポーツ振興課分です。事業番号2「スポーツ大会・教室等開催事業」は、上尾シティハーフマラソン実行委員会補助金を減額したものでございます。こちらは今後、新型コロナウイルス感染拡大防止対策が不要となることが見込まれることから、その分の費用を減額したものでございます。事業番号3「学校施設開放事業」は、小学校3校分の社会体育トイレを洋式化する改修工事に係る経費を計上しております。事業番号8「市民体育館・平塚サッカー場管理運営事業」は、市民体育館の券売機を新たに購入するための費用を計上しております。教育総務部の説明は以上でございます。

（黒田正司 学校教育部次長） 学校教育部所管の当初予算についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いします。前年度予算額と比較して、増減の大きい事業を中心にご説明させていただきます。

はじめに学務課分です。事業番号7「スクールロイヤー活用事業」でございますが、学校で起こる様々な問題について、法的な観点から助言を行う弁護士を、新規に業務委託により設置するものでございます。いじめや不登校、保護者対応や体罰など、様々な諸課題を速やかに解決へとつなげることで、また、教職員の負担軽減を図るものでございます。事業番号8「小学校就学援助費補助事業」と事業番号11「中学校就学援助費補助事業」は、経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給する事業でございます。令和6年度は令和5年度と比較して、小・中学校ともに減少する見込みから、減額となっております。事業番号10「中学校特別支援学級設置事業」は、本年度、南中学校に特別支援学級を整備し、一部の設備工事を残して、全中学校内への設置が完了したことから、減額となっております。

次に、指導課分です。事業番号4「指導方法改善事業」は、適切な教育課程の編成・実施及び教員の指導方法を改善するため、各種教員研修会の開催や教師用指導資料の購入等を行う事業でございます。小学校の教科書が令和6年度から改訂されることにより、教師用指導書を新たに購入すること、また、中学校でデジタル採点システムを導入するために、増額となっております。11ページをお願いします。事業番号6「部活動地域移行推進事業」は、中学校での休日の部活動の地域移行を推進していくための事業でございます。来年度から英語クラブを新たに設立し、部活動の段階的な地域移行を目指すもので、これに伴う必要経費を計上したため、増額となっております。事業番号7「中学生海外派遣研修事業」は、市内の中学校から22名をオーストラリアへ研修派遣する事業でございます。物価高騰等による派遣委託料の増額を見込んでいます。

次に、教育センター分です。事業番号3「不登校対策事業」は、適応指導教室の体験学習で利用していた市バスが本年度中で廃止されることから、新たに民間バスの借り上げ料を計上したため、増額となっております。

次に、学校保健課分です。事業番号3「教職員健康管理事業」は、教職員の健康診断等に関する事業でございます。小・中学校の産業医報酬が職員課から移管されたことなどにより、増額となっております。事業番号4「学校環境衛生検査事業」は、学校環境を衛生的に保持するため、学校薬剤師による環境検査等の衛生保持のための事業でございます。プール授業の民間委託により、学校プールの水質維持用薬剤が減少したため、減額となっております。事業番号6「児童生徒安全推進事業」は、学校管理下における児童生徒の安全安心を確保するための事業で、例年、新入生に配布していた防犯ブザーが、寄贈により賄われることになったこと、また、本年度に更新したAED借り上げ料が入札により当初の見込み額を下回ったことから、減額となっております。12ページをお願いします。事業番号9「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」は、感染症の感染リスクを抑制しながら円滑

な教育活動を継続するための事業で、本年度に購入した感染症対策用品の在庫状況に余裕があることから、減額となっております。事業番号11「学校給食費支援事業」は、準要保護世帯及び多子世帯の児童生徒保護者に学校給食費を援助する事業で、来年度の就学援助認定者が減少する見込みのため、減額となっております。事業番号13「小学校給食食器更新事業」は、小学校で使用している食器類を計画的に更新する事業で、来年度は5校分を更新することから、増額となっております。事業番号14「小学校給食管理運営事業」は、小学校給食の食材費の物価高騰分を、昨年9月分から予算措置しておりまして、来年度も継続して措置し、児童の給食費を現状のまま維持すること、また、公会計化に伴い、システム導入費用を計上したことなどから、増額となっております。

次に、中学校給食共同調理場分です。事業番号2「中学校給食調理委託事業」は、中学校給食共同調理場及び各中学校給食室の給食調理業務、配送業務等の委託事業で、3年間の長期継続契約期間が本年度末で満了となり、新たに令和6年度から3年間の委託業者を選定するため、人件費等の高騰分を考慮して、増額となっております。事業番号4「中学校給食共同調理場管理運営事業」は、中学校給食の食材費の物価高騰分を、昨年9月分から予算措置しておりまして、来年度も継続して措置し、生徒の給食費を現状のまま維持するため、増額計上となっております。学校教育部の説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第5号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(矢野誠二 委員) 基本民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業について、今年度予算に比べて来年度予算がほぼ倍増になっていることについて、その理由や内容を伺います。

(池田直隆 教育総務課長) この事業につきましては、令和5年度は4つのスイミングスクールで4校実施をいたしました。令和6年度は、5つのスイミングスクールで8校の実施を予定しております。今年度実施したスイミングスクールに加え、新たにJR桶川駅西口にある埼北スイミングスクールに委託をして、1校分のモデル事業を実施する予定でございます。そして、令和5年度では、第1学期にモデル事業を実施しましたが、令和6年度は、2校の委託を引き受けていただくスイミングスクールについては通年実施として、2学期もしくは3学期に水泳授業を実施する予定でございます。来年度の人数は約2倍の約3,500人となりますので、委託料もほぼ倍増となる状況でございますが、一部スイミングスクールの価格の高騰もございますので、その分の加算も含まれております。

(谷島大 委員) 学務課の新規事業であるスクールロイヤー活用事業について、法律の専門家である弁護士を活用する事業という説明でしたが、133万7千円という委託料ということで、想定している委託内容や人数、活用の内容などの詳細について伺います。

(田中栄次郎 学務課長) スクールロイヤー活用事業は新規事業で、この設置の理由につきましては先程次長が説明した通りでございますが、この詳細な運用等はまだ定まっておりません。このことについては、文部科学省にスクールロイヤー設置のためのコーディネーターとなる部署を通じて検討した結果、埼玉県弁護士会と相談をしているような状況です。その中で、委託の見積りの積算としては、月に4から5件の相談を想定しています。相談方法は、学校から教育委員会を通じて行うものを基本としておりますが、時としては学校から直接相談できるような体制をとっていきたくて考えております。相談内容につきましては、いじめ問題やオンラインでの肖像権の問題、卒業後数年経過してからあれは体罰ではなかったかというような指摘もありますので、そのような具体的な内容について相談をし

ていきたいと考えております。

(谷島大 委員) 続いて、細かいところですが、生涯学習課の二十歳のつどい事業について、令和5年度の内訳では映像配信委託料が64万2千円計上されていましたが、来年度予算では撮影等委託料と名称が変更になり金額もおよそ半減となっています。これは形を変える予定であるのか、この内容について伺います。

(角田広高 生涯学習課長) これまでの決算ベースや実施内容で判断をしまして、査定の結果減額になったということで、形を変更する予定は考えておりません。

(内田みどり 委員) 教育指導費の負担金、補助及び交付金の中に魅力ある学校づくり小・中学校交付金が222万5千円計上されていますが、これはどのような内容なのか伺います。

(瀧澤誠 学校教育部長) 魅力ある学校づくりの交付金は、各小・中学校が研究テーマを決めて進めていく研究に対して必要な経費を交付金として交付しているものでございます。具体的には、学校課題研究の発表会などの委員の皆様にも参加いただいているものが挙げられます。

(小池智司 委員) 指導課の児童生徒体力向上推進事業について、令和5年度と比べてやや減額になっています。今年度の児童生徒の体力が落ちているということで、今後体力向上に力を入れていくという説明があったと思いますが、それに見合う予算にはなっていないことに残念に思っています。新たな試みに対して予算をつけて挑戦をしていくということは考えられないのかと思いますが、この事業について伺います。

(武田直美 指導課長) 予算をつける前に、まずは教育活動や学校の授業の中でやれることに取り組んでいくということを第一に考えております。また成果を発表する場として様々な大会や小学校の競技会などを行っていくということで、その予算は計上をしております。

(小池智司 委員) 先生の実行や頑張りに期待します。

(大塚崇行 教育長職務代理者) 図書館の図書館運営事業について、この委託料が大幅に増額になっていますが、その理由について伺います。

(山内正博 図書館長) これまでは令和3年度から5年度までの3年間の長期継続契約により業務を委託しておりましたが、この契約が切り替えとなるにあたって算定しますと、人件費の高騰等によって増額になっております。しかしながら、設計の段階ではこの程度の見積額で積算しましたが、これをベースに入札を行いますので、契約額はこの設計額からはおそらく減額になることを見込んでおります。

(西倉剛 教育長) 他には、よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) それではないようですので、これより採決いたします。「議案第5号 令和6年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第6号 上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第6号につきましては、池田教育総務課長より説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務課長) 議案書は、13ページから15ページにかけての記載となります。「議案第6号 上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例の制定に係る意見の申出について」でございます。最初に提案理由でございますが、議案書の15ページ下段をご覧くださいと存じます。平方北小学校に関する学校規模の適正化について協議し、子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、附属機関として 上尾市立平方北小学校再編検討協議会を設置することについて、法の規定に基づき、条例を提案することについて、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。

条文のご説明の前に、まずは当該検討協議会の設置に至るまでの経緯について説明したいと存じます。ご案内のとおり、学校施設更新計画基本計画は、令和3年5月に策定をいたしました。その後、市議会から提言のあった「公共施設マネジメントの35%削減の枠に捉われないこと」、「教育的観点からの議論を尊重すること」、「見直しに当たっては、市民の意見を聴取すること」などについて市議会から提言を頂戴し、これらを踏まえて令和5年3月に改定したところでございます。その改定した学校施設更新計画基本計画では、計画推進の3つの方向性、柱として、①教育環境の整備方針、②学校規模の適正化方針、③学校施設の更新方針の3つの方針を示し、計画を推進していくことを決定したところでございます。このうち、2つ目の学校規模の適正化方針が、今回の条例制定の背景にあるものとなりますが、ここで今一度、この方向性2について、振り返って確認しておきたいと存じます。

本日は、基本計画の抜粋などの資料をご用意いたしましたので、こちらを用いながら、説明させていただきます。1枚進んでいただきますと、ここから基本計画の抜粋を記載しております。適正な学校規模については、折に触れてご説明してきましたが、上尾市として、子供たちの学びに望ましい学校規模を小・中学校ともに、12学級以上18学級以下と定めた上で、方向性2「学校規模の適正化方針」として、★印で示した3つの事項を方針として掲げております。繰り返しになりますが、1点目が、小学校においては、全ての学年で1学級の状態が5年以上継続することが見込まれた場合に、2点目が、中学校においては、教科担任の配置が困難となる8学級以下の状態が5年以上継続することが見込まれた場合に、それぞれ教育的な影響の改善を図るために、地域の実情を勘案しながら、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始することを掲げています。そして、3点目として、学校の再編に当たっては、将来の児童生徒数の動向を総合的に検証し、通学区域の見直しや学校の統廃合による望ましい学校規模の維持に努め、その実施に当たっては、保護者や地域住民との対話を通じて合意形成を図りながら、進めていくことを記しており、この基本計画で決定した当該方針を踏まえて、今回、条例設置による検討協議会における協議を行うものでございます。

基本計画では、以上の規模の適正化方針を定めたところでございますが、この方針の決定が依拠したものとしては、2点、文部科学省の考え方や上尾市民の意識・意向を反映させて定めたものでございます。学校規模に関する文科省の考え方としては、同じページの中段枠内の記載にもあるとおり、

学校規模の標準については、小・中学校ともに、12学級以上18学級以下を標準とすることを学校教育法施行規則が規定するとともに、一番下段の midpoint の記載になりますが、文部科学省では、少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されるとして、平成27年に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、その文科省がまとめた内容の一部を80ページに抜粋として掲載しております。そのうち、下段部分の望ましい学級数の考え方として、1つ目の○の2行目になりますが、小学校については、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上あることが望ましい。中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいと文部科学省も、望ましい学級数の考え方としての見解を示しているところでございます。また、市民の意見・意向としては、令和4年度中に実施したアンケート調査の結果に現れております。

資料の最後のページをご覧くださいと存じます。令和4年度中に実施した各種アンケートにおいて、学校規模の適正化に向けて、学校再編の是非について、問を設けて、意向を調査、回答をいただいております。その集計結果については、資料の上段部分に掲載しているとおおり、いずれの対象のアンケートにおいても、70%以上の回答者が、再編により学校規模の適正化を図ることについて、必要又はどちらかといえば必要と回答しております。また、適正な学校規模、適切なクラス数を聞いた問いでは、小学校については、3クラスとの回答が各対象のアンケートの60%から80%という大きな割合を占めており、また、中学校については、保護者は5クラス、教員は4クラスが最大の割合を占めるとともに、中学校の適正規模である4クラスから6クラスの割合は、いずれの対象においても、70%から80%という大きな割合を占めた結果となっているところでございます。これらを踏まえまして、冒頭の方針に示しているとおおり、平方北小学校における子供たちの望ましい学校規模の適正化に向けて、保護者や地域住民との対話を通じて、その方策を検討するための組織として、上尾市立平方北小学校再編検討協議会を設立するため、条例を提出するものでございます。以上が、条例制定に係る経緯、背景となるものでございます。

なお、資料の最後に記載しておりますが、再編検討組織に必要なメンバーについても、アンケートで調査をしており、その結果を資料として掲載しております。アンケートは制限のない複数回答可として回答いただいたものでございますが、保護者、地域住民、学校関係者が相対的に高い割合を示しております。また、その他として、ご意見を頂戴しておりますが、具体的には、児童生徒や卒業生、保育や学童関係者、教員OBや現役教員、市役所職員などの行政職員が挙げられており、当該アンケート結果を踏まえて、組織の構成員を検討し、条文に反映をしたところでございます。

それでは、条例案のご説明に移りたいと存じますので、議案書の13ページをご覧くださいと存じます。第1条でございますが、設置の目的規定を置いております。本協議会設置の目的は、条文のとおり、平方北小学校に関する学校規模の適正化について協議し、もって子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、上尾市立平方北小学校再編検討協議会を設置するものでございます。第2条に、協議会が所掌する事務を規定し、1号から4号までに記載している事項について、協議するものでございます。次に第3条に組織の構成員を規定しております。本協議会は15人以下をもって組織することとし、(1)学校に在籍する児童の保護者、(2)通学区域内に居住する未就学児童の保護者、(3)通学区域内に居住する者(住民)、(4)識見を有する者、そして、(5)平方北小学校の校長及び教職員をもって組織するもので、この規定については、先ほど触れましたとおおり、アンケート結

果を踏まえて、規定したものでございます。議案書、1ページお進みいただきたいと存じます。第4条に、委員の任期は2年以内とすることを規定するとともに、以下の条項において、会議の運営等について、他の審議会等と同様の規定を置いております。最後に附則でございます。施行期日は、令和6年4月1日から施行するものとし、附則第2項として、非常勤特別職の報酬条例の一部改正を行い、協議会委員の報酬額を規定のとおり定めることとしております。そして、3項として失効規定を置いて、目的である学校規模の適正化に必要な協議を終えた日の年度末をもって条例の効力を失うこと、検討協議会を解散することを規定しております。なお、設置をする検討協議会でございますが、条例施行後、速やかに委員の選任に入り、第1回会議を7月頃までに開催し、6年度内には4回程度の会議を開催することを予定しているところでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第6号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(小池智司 委員) 他の審議会等の委員の任期に合わせてこの協議会の委員の任期も2年としていることですが、平方北小学校の実際の検討協議は、令和6年度から令和9年度までの約4年間が見込まれる中で、この2年間の任期では、検討協議の途中で変わることにもなります。検討協議の中で地域の住民が、委員の中には児童の保護者などもいて、子供が卒業すれば変わるということはあると思いますが、識見を有する方や通学区域内に居住する方などは状況が変わらなければ変わらないと思います。4年間の検討協議を継続していく中で、委員が2年で交代しては意見が変わってしまうことも起こりえると思いますが、そのことについて伺います。

(池田直隆 教育総務課長) 条例上は2年間の任期としていますが、再任されることができるという規定も置いております。また、単年度的な課題に対してアプローチしてもらう他の審議会とは質が違うと思いますし、継続的な考え方は必要であると思いますので、委員の意向にもよる部分ではありますが、基本的には継続してお願いする形になると思っております。また実施計画の中では、令和6年度から検討していくこととしており、住民への説明会を開催するなどして合意形成を行っていくことも必要で、これにはある程度時間がかかると思っておりますが、その全ての期間で検討するというわけではなく、学校規模の適正化を図るという目的を達成すればそこで解散となりますし、子供たちの環境を良くすることに対しては、いつまでも時間をかけてもよいわけではなく、速やかに結果を出して実行に移していく必要があると考えております。

他の学校における建物の耐用年数による検討とは質が異なり、速やかに適正化を図る必要がありますので、スピーディーな気持ちを持って進めていきたいと考えております。

(西倉剛 教育長) 他にはよろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(西倉剛 教育長) それではないので、これより採決いたします。「議案第6号 上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第7号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第7号につきましては、佐藤学校保健課長より説明申し上げます。

(佐藤光敏 学校保健課長) 議案書の16ページと17ページをお願いいたします。「議案第7号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定に係る意見の申出について」説明いたします。初めに提案理由から申し上げます。17ページ下段をご覧ください。公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う対応の現状を踏まえ、学校医等の公務上の災害に対する補償に関する規定方法を見直すことについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し入れたので、提案するものでございます。続いて改正内容でございますが、恐れ入ります、別冊の議案資料36ページをご覧くださいと思います。今回の改正でございますが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正により、定期的かつ形式的な条例改正を要する現状を踏まえまして、学校医等の公務上の災害に対する補償については、政令の規定の例によることとするため、本条例の全部改正により規定方法を見直すものでございます。議案書16ページお戻りいただければと思います。施行期日でございますが、令和6年4月1日からを予定してございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第7号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) それではないので、これより採決いたします。「議案第7号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第8号 上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第8号につきましては、永澤スポーツ振興課長より説明申し上げます。

(永澤誠 スポーツ振興課長) 議案書の18ページと19ページをお願いいたします。「議案第8号 上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」ご説明いたします。はじめに、19ページ下段の提案理由でございますが、上尾市民体育館

及び上尾市平塚サッカー場の利用の促進及びサービスの向上を図るため、施設の利用時間等を変更することについて、議会の議決を求めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、大きく2点ございます。まず、市民体育館の庭球場につきましては、これまで、利用時間を午前9時から午後7時までとしておりましたが、市民ニーズの多様化を踏まえ、午後9時までに延長するものでございます。午後9時まで利用時間を延長するにあたり、既存の外灯の配線を利用し、新たに庭球場を照らす照明器具の新設を、指定管理者の費用負担で行います。

次に、平塚サッカー場につきましては、これまで、利用時間を午前8時から午後9時までとしておりましたが、市民体育館と同様に市民ニーズの多様化等を踏まえまして、早朝の利用区分、具体的には、午前6時から午前8時の区分を設けることといたします。早朝の利用区分につきましては、現段階で、毎年5月1日から9月30日までの、夜間照明設備を使わないで、サッカー場が利用できる期間のみ貸し出しすることを検討しております。貸し出しの期間につきましては、教育委員会規則で定めることとし、この条例案が市議会3月定例会の議決後、3月の定例教育委員会に改めて提案させていただきたいと存じます。また、平塚サッカー場につきましては、早朝の利用区分を設けることに伴い、利用料金の額の区分も新設いたします。利用料金の1時間当たりの金額につきましては、これまでと変更はございません。施行期日につきましては、公布の日からとし、いずれの施設も令和6年4月1日以降の利用から適用といたします。なお、議案資料の37ページに、説明の内容を表形式で表したものがございますので、併せてご参照ください。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第8号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(西倉剛 教育長) それではないようですので、これより採決いたします。「議案第8号 上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第9号 財産の取得に係る意見の申出について」及び「議案第10号 財産の取得に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第9号及び議案第10号につきましては、武田指導課長より説明申し上げます。

(武田直美 指導課長) 「議案第9号 財産の取得に係る意見の申出について」及び「議案第10号 財産の取得に係る意見の申出について」でございます。議案書の20ページと21ページをご覧ください。提案理由でございますが、小学校教師用指導書を取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するも

のでございます。これは、小学校使用教科用図書の採択による買換えのためでございます。契約の相手方は、株式会社高砂屋書店と有限会社三協堂書店の2者となります。この2者である理由は、埼玉県教科用図書販売の大元である埼玉県教科書供給所が指定する書店がこの2者であるということと教科書や指導書を保管するのに適した倉庫の規模等、諸条件を満たしている書店がこの2者であるということでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第9号及び議案第10号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(谷島大 委員) この小学校教師用指導書を見たことがなく、どのようなものかがわかりませんが、金額を計算しますと1冊あたり約3万円の高価なものです。これは実際にどのように配布されて利用されるのか伺います。

(武田直美 指導課長) 教科ごとに作成されており、全ての先生方に配布されて使用する指導書で、内容は、各単元の年間指導計画の例や、1時間の授業を行う際の指導ポイント等が記載されているものです。教員が授業を進めるに当たって、この指導書があることで先を見通した指導計画が立てられ、詳しい説明や資料等が掲載されているので、単元のねらいに沿った授業が展開できます。

(西倉剛 教育長) 例えば、3年生の算数であれば、1時間目の授業で行う導入から、展開、まとめというような指導案のサンプルが掲載されているガイドブックのようなもので、簡単に言えば、それに基づいて授業を行えばそれなりにできてしまうようなものではありませんが、教師の力量で、子供たちの実態に応じて、これはこのように変えて行っていくなど様々なことを工夫して授業を行っています。

(西倉剛 教育長) 他にはよろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(西倉剛 教育長) それではないので、これより採決いたします。「議案第9号 財産の取得に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続いて、「議案第10号 財産の取得に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。委員の皆様から全体を通してのご意見やご質問等があれば承りますが、いかがでしょうか。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

日程第4 閉会の宣告

(西倉剛 教育長) それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。これを持ちまして、上尾市教育委員会第1回臨時会を閉会といたします。お疲れ様でした。

令和6年3月22日 署名委員 大塚 崇行